

スポーツ推進委員とは

1 法的等根拠

(1) スポーツ基本法

(スポーツ推進委員)

第 32 条 市町村の教育委員会は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

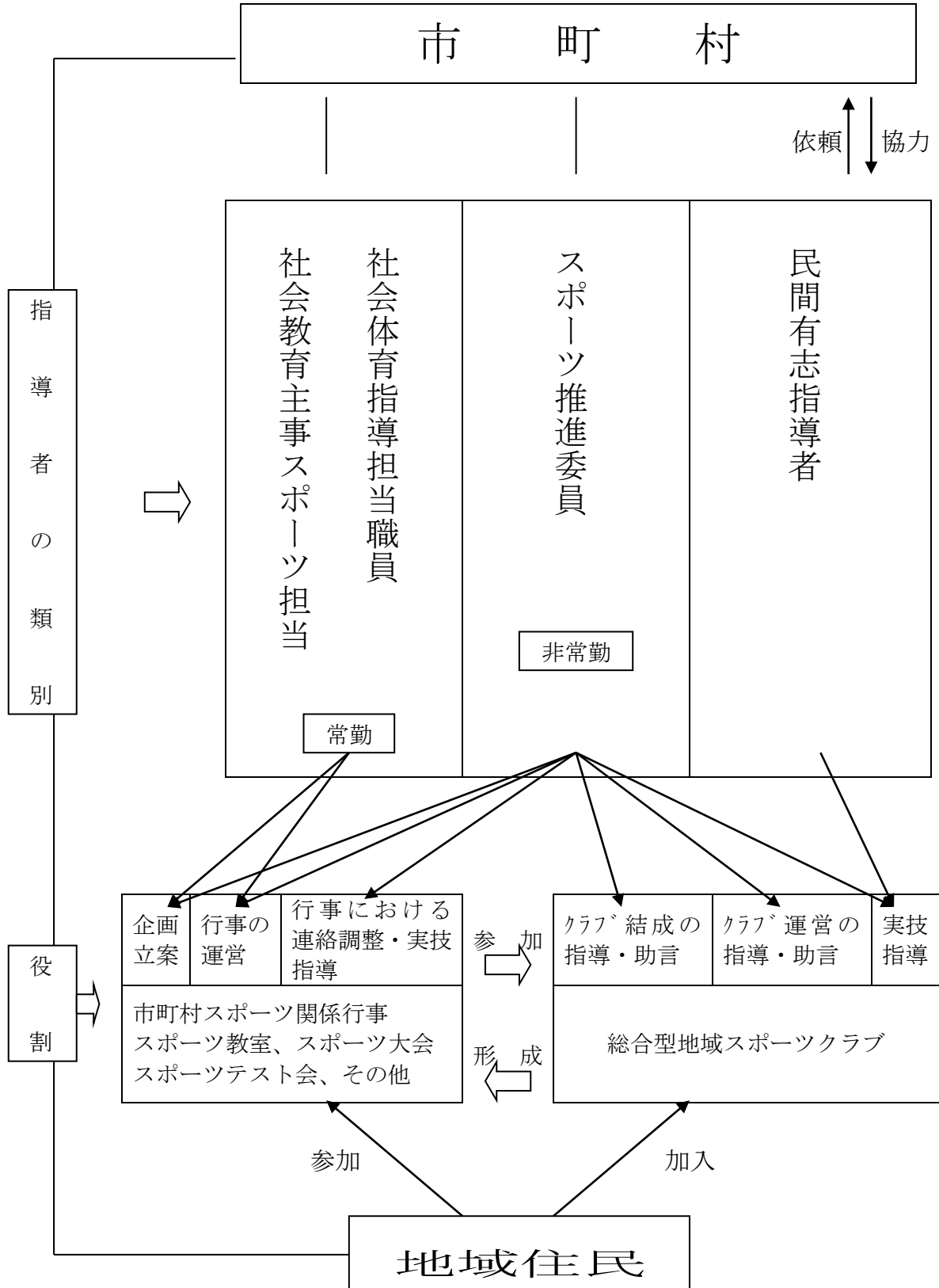
(2) 保健体育審議会答申（昭和 47 年 12 月）の中には、「スポーツ推進委員（体育指導委員）は市町村の教育委員会から任命（現在は委嘱）される非常勤の公務員として、今後は市町村の行う体育スポーツ振興事業の企画に参画し、その推進者としての任務を重視していくべきである。」とある。

2 スポーツ推進委員の主な年間活動記録

行事・教室・会議等	内 容	備 考
スポーツ推進委員会	月 1 回開催（12 月は除く）	スポーツ事業に関する企画・立案・調整等
総合型 地域スポーツクラブ運営	毎週水・金・土曜日（当番制）	スポーツ指導とクラブ運営
スポーツ教室	秋冬期土曜日（3 回当番制）他企画や依頼があれば随時	ミニテニス教室等
市民体育祭	10 月第 1 週日曜日 岩倉北小グラウンド	競技運営に携わる
スポーツフェア	11 月第 1 週土・日曜日 総合体育文化センター	カローリング等ニュースポーツ体験
いわくら市民健康マラソン	3 月第 1 週日曜日 総合体育文化センター周辺	競技運営に携わる

指導者について

●地域スポーツの指導者の主な役割



(岩倉市例規集より)

○岩倉市スポーツ推進委員に関する規則

昭和56年6月1日
教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規

定に基づくスポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員は、住民のスポーツの推進に関する次の職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (3) 住民のスポーツ活動の促進のため組織の育成を図る。
- (4) 教育機関、スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。
- (5) その他住民のスポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。

(定数)

第3条 委員の定数は、18名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 教育委員会は、前2項の規定にかかわらず特別の理由があるときは、任期中にお

いても委員の委嘱を解くことができる。

(服務)

第5条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するに当たって法令、条例、教育委員会の定める規則等

に従わなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をし

てはならない。

(研修)

第6条 委員は、常に、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努め

なければならない。

(雑則)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する